

旅館業法申請手続きフロー（由布市内）※施設を新設

手続き	担当部局	
1 申請予定地の用途地域の確認 （旅館業が可能な地域かどうか確認） 由布市の各種条例の確認	由布市役所庄内庁舎 都市景観推進課 097-529-7334	
2 水質汚濁防止法特定施設の届出 （原則営業開始の60日前までに） ※一日の排水量が最大50 m ³ を超える場合は] 瀬戸内海環境保全特別措置法の許可申請 （申請準備から許可まで数か月）	中部保健所由布保健部 097-582-0660 ※大分県環境保全課 水質対策班 097-506-3117	
3 建築確認申請 ※施設の設置場所や、建物の規模によっては建築工事届の提出	大分土木事務所 建築住宅課 097-558-2141	
4 完了検査申請（検査済証の入手） ※施設の設置場所や、建物の規模によっては 建築工事届の写し（受理印あり）と誓約書		
5 消防法令の適合通知書の入手 ※消防法令適合通知書交付申請	由布市消防本部予防課 097-583-1320	
6 各種申請	申請手数料	中部保健所由布保健部 097-582-0660
旅館業許可申請	22,000円 R8.4.1以降は 24,400円に改定予定	
温泉利用許可申請※温泉を利用する場合	35,000円 R8.4.1以降は 35,500円に改定予定	
食品営業許可申請※飲食物を提供する場合	17,000円 R8.4.1以降は 18,400円に改定予定	
公衆浴場許可申請※立ち寄り湯をする場合	22,000円 R8.4.1以降は 24,400円に改定予定	
7 特定建築物の届出 ※建築物の延床面積が3,000 m ² を超える場合	中部保健所由布保健部 097-582-0660	

※庁舎への訪問が必要ない手続きもあるため、担当部局への訪問前に電話確認してください。